一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十九年八月十五日農林水産省告示第千六百三十六号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千六十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する四街道都市計画事業物井特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第五回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同法第七十一条の三第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成四年九月二十八日から平成三十二年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県四街道市大字物井、長岡、栗山及び千代田五丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　四街道都市計画事業物井特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県四街道市物井六百十三番地

六　事業計画の認可の年月日　平成四年九月二十八日

七　事業計画の変更（第五回）の認可の年月日　平成二十四年十月三日

○国土交通省告示第千六十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年十月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道158号改築工事（中部縦貫自動車道「永平寺大野道路」・福井県吉田郡永平寺町大月17字上垣内地内から同町谷口５字池ノ谷地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　福井県吉田郡永平寺町大月17字上垣内、大月16字寺屋敷、大月38字前山、大月37字三味谷、大月32字百石、大月34字中沼及び大月35字小名辺、牧福島40字上間墨及び牧福島42字蛭谷、浅見52字東山、浅見31字南間戸場、浅見30字北間戸場、浅見32字山ノ腰、浅見29字北天上田、浅見33字南天上田、浅見34字上垣内、浅見36字金度口、浅見39字宇和野、浅見47字岸ノ下、浅見40字堂ノ北、浅見48字阿茂堂、浅見41字岩田及び浅見54字イヤカ谷、轟41字谷ノ堂、轟19字山田、轟37字中尾及び轟36字湯谷堂、光明寺45字桂谷、光明寺42字平林及び光明寺７字内ヶ谷口、花谷24字天狗谷、花谷19字小谷口、花谷18字堂ノ上、花谷21字菴屋敷、花谷20字城ノ越、花谷28字浅谷、花谷16字谷ノ奥及び花谷15字寺ノ下、谷口46字西谷、谷口15字大谷、谷口14字水下、谷口７字表谷、谷口48字堂谷、谷口４字水谷及び谷口５字池ノ谷、高橋13字奥池ノ谷

２　使用の部分　福井県吉田郡永平寺町大月17字上垣内、大月16字寺屋敷、大月38字前山、大月32字百石、大月34字中沼及び大月35字小名辺、牧福島40字上間墨、浅見30字北間戸場、浅見32字山ノ腰、浅見29字北天上田、浅見33字南天上田、浅見34字上垣内、浅見52字東山、浅見36字金度口、浅見39字宇和野、浅見47字岸ノ下、浅見40字堂ノ北、浅見48字阿茂堂、浅見41字岩田、浅見54字イヤカ谷及び浅見10字清水上、轟42字薬師、轟41字谷ノ堂、轟19字山田、轟37字中尾及び轟36字湯谷堂、光明寺45字桂谷、光明寺42字平林及び光明寺７字内ヶ谷口、花谷24字天狗谷、花谷19字小谷口、花谷18字堂ノ上、花谷21字菴屋敷、花谷20字城ノ越、花谷28字浅谷、花谷16字谷ノ奥及び花谷15字寺ノ下、谷口46字西谷、谷口15字大谷、谷口48字堂谷、谷口４字水谷及び谷口５字池ノ谷、高橋13字奥池ノ谷

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福井県大野市中津川地内の大野インターチェンジ（仮称）から福井市重立町地内の福井北インターチェンジ（仮称）までの延長25.7㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道158号改築工事（中部縦貫自動車道「永平寺大野道路」）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道158号（中部縦貫自動車道。以下「本路線」という。）は、松本市を起点とし、大野市、勝山市、吉田郡永平寺町等を経由して福井市に至る延長約160㎞の自動車専用道路である。

本路線が通過する大野市、勝山市及び吉田郡永平寺町（以下「本件地域」という。）は、農業が盛んな地域であり、さといも、米等の栽培が行われており、これらの農産品は京阪神方面等に出荷されている。また、本件地域には永平寺等の観光資源があり、県内外から観光客が訪れている。

本件地域には、物流等を担う主要幹線道路として一般国道158号及び一般国道416号があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は、既成市街地を通過していることなどから、地域住民等による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生している。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、一般国道158号の福井市大宮町地内で14,006台／日、一般国道416号の吉田郡永平寺町飯島地内で13,581台／日であり、混雑度はそれぞれ1.46、1.42となっている。

また、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が存在するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、高速自動車国道北陸自動車道と接続し、本件地域と京阪神圏とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られるとともに、本件区間が現道の通過交通を分担し、現道の交通混雑の緩和が図られることなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、大野インターチェンジ（仮称）から永平寺西インターチェンジ（仮称）までの区間は起業者が平成２年３月に、永平寺西インターチェンジ（仮称）から福井北インターチェンジ（仮称）までの区間は都市計画決定手続において、都市計画決定権者である福井県知事が平成４年７月に、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年６月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。